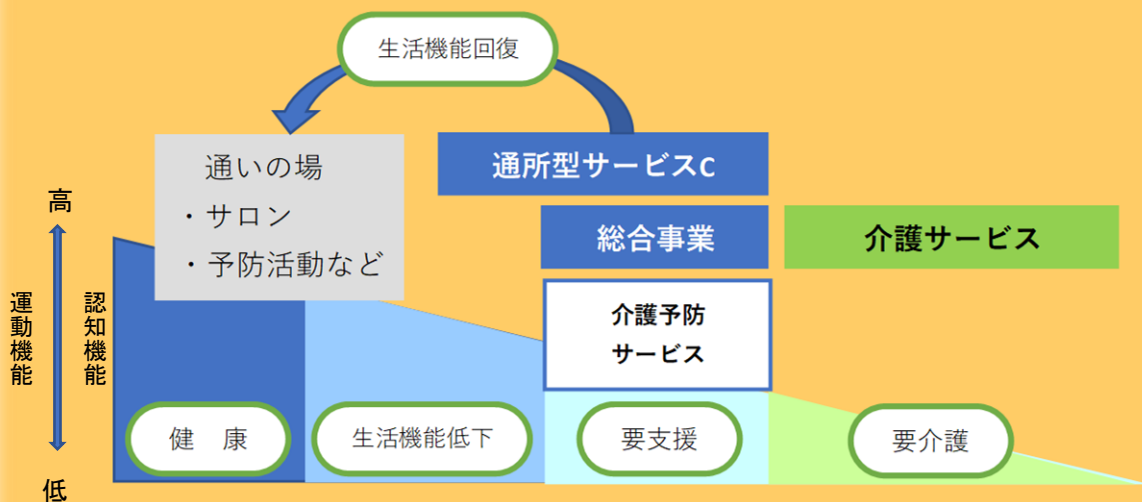


通所型サービス C とは

通所サービス C は、短期間で要支援・事業対象者の生活機能改善を目指す「短期集中型サービス」です。

自信を持って生活が送れるよう目標を定めて、短期間、トレーニング等を実施し、利用者一人一人のご希望と状態にあわせて、ご本人の生活のしづらさを取り除き、専門職が改善するためのプログラムを提供します。

「こんなふうになりたい」「こんな生活を過ごしたい」
そんなあなたを応援する教室をご紹介します



ポイント

通所型サービス C (短期集中予防サービス) は、事業対象者及び要支援者を対象に、生活機能の回復を目的としており、3 か月間 (最長 6 か月) 集中的に支援を行うことで効果的に生活機能の回復を図ります。

生活機能が回復した場合には、一般介護予防事業における住民主体の通いの場や社会参加のための場所への移行を目指します。また利用者のニーズに沿って、通いの場への参加に至らない場合でも、日々の家事や趣味活動の再開、継続ができることを目指します。

1. 目的

生活機能が低下している事業対象者及び要支援者を対象に3～6か月集中的な支援を行うことで効果的に生活機能回復を図ることを目的としたサービスです。

2. 対象者

要介護認定で「要支援 1」「要支援 2」に認定された方、又は基本チェックリストに該当された方で、かつ、運動器や口腔機能の低下等があり、短期間の機能訓練を受けることにより、生活機能の維持・改善が見込まれる方

— 例 —

- ・体力が落ちて 続けていたサークルの会場まで行けなくなった方
- ・外出する機会が少なく、閉じこもり傾向にある方
- ・掃除や洗濯が大変になったが、もとのように元気になりたい方
- ・退院してまだ間もなく、転びやすくなった方
- ・軽度の脳梗塞等など、骨・関節疾患あるいは肺炎等によりや一時的に体力や生活能力が低下した方

3. サービス提供者

指定事業者 サン・スポーツクラブ

4. 利用者負担

サービス1回（2時間）あたりの利用者負担		1割負担の方
送迎なし： 314円	送迎あり： 408円	
1カ月コース（月5回）の利用者負担		1割負担の方
送迎なし： 1,570円	送迎あり： 2,040円	

※最大、5回/月の利用となります。月によって利用回数は異なります。

5. サービス提供の流れ

1. 対象者の把握

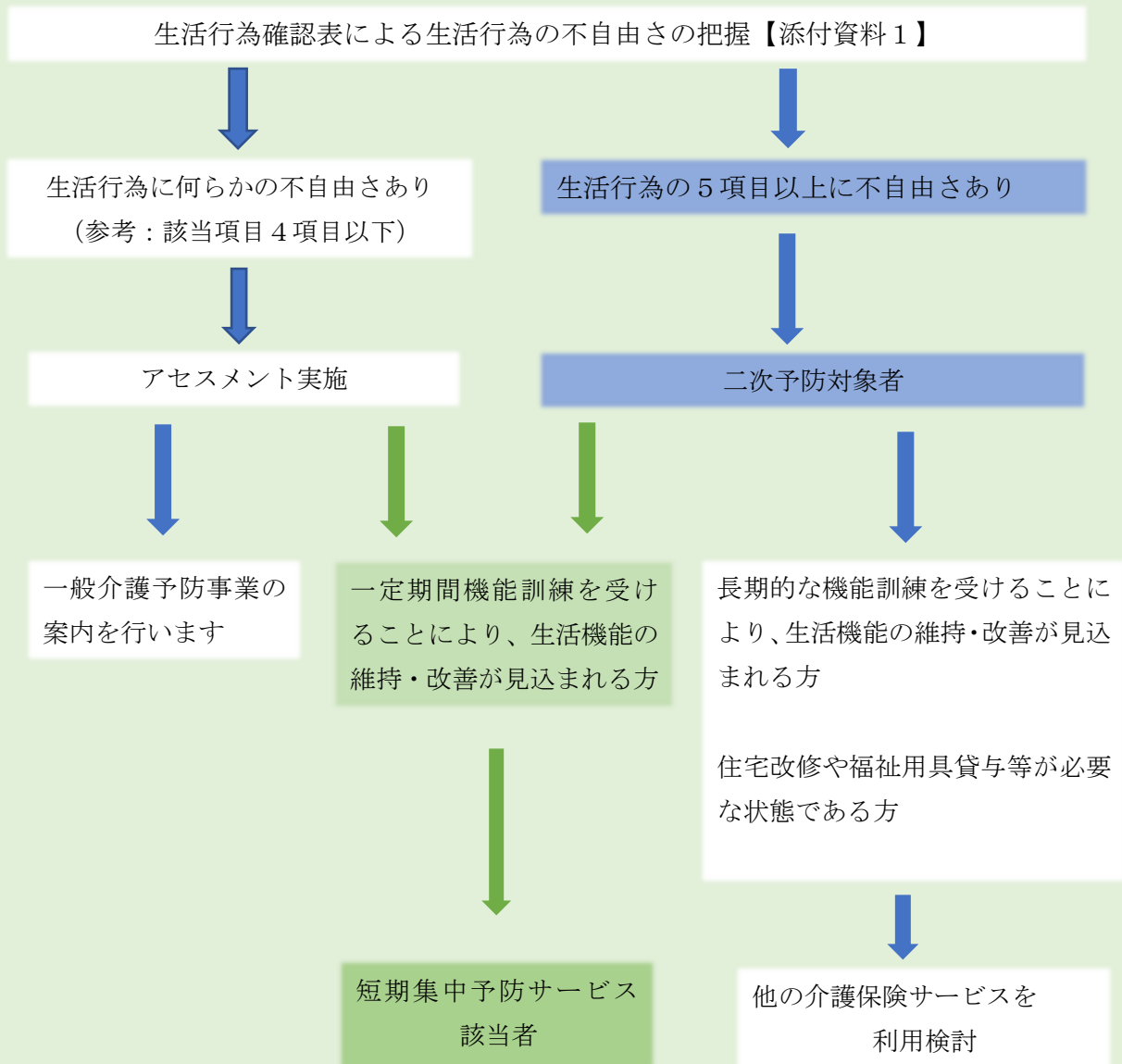
要介護認定を受けていない方は基本チェックリストを実施します。

2. 対象者の選定・アセスメント

対象者に該当するか、センター職員またはケアマネジャーがアセスメントを行います。

—サービス利用のフロー図— 参考：生活行為に焦点を当てた新たな地域支援事業の在り方

生活行為確認表の活用し対象者の生活課題を明らかにし、生活上での困りごとの確認を行います。



*生活行為確認表の活用は、センター職員、ケアマネジャー、専門職が、高齢者の生活行為改善、地域活動への参加支援において、標準的な手法と質の確保を図ることを目的としています。

3. 介護予防ケアマネジメント

マネジメントAのプロセスに沿って行います

—目標設定・ケアプラン立案—

ケアマネジメントの中で生活目標「〇〇したい・できるようになりたい」を引きだします。

Step 1：対象者の生活の中で「したいこと」を具体化します。

→例) 興味・関心チェックシートの活用

目標例) 筋力をつける ではなく

筋力をつけて、玄関先の階段が上れるようになる
筋力をつけて、〇〇まで歩いて行けるようになる など

Step 2：なりたい“わたし〜と”を活用し短期目標についての実行度と満足度を確認します。

- *生活課題やしたいことに密着した具体的な目標設定を行い、目標についての実行度や満足度を数値化することで、利用者の目標達成への意欲に繋がります。
- *生活課題やしたいことに対し、短期間（3か月）で達成する目標について検討してください。生活課題の課題解決、やりたいことを達成するまでに3か月以上かかることが見込まれる場合は、他の介護保険サービスを検討してください。ケアプランは3か月で作成してください。

4. サービス利用開始

ケアプランに沿ってサービスを利用します。

—モニタリング・進捗状況の確認—

マネジメントAに準じて行います。

サービス利用中より、卒業後どのように自立した生活に移行させるのか利用者とともに検討しておくことが重要です。必ずしも地域の通いの場など社会参加へ繋がらなくても、日々の家事や趣味活動の再開、継続ができるよう検討します。

—3か月目評価—

利用者、サービス担当者、センター職員またはケアマネジャーで担当者会議等のカンファレンスを開催します

生活機能の課題解決に向けて、サービス利用前後で状態の変化を本人が実感できるように、生活行為確認表を活用するなどして評価を行うとともに、短期目標に対しての実行度、満足度を確認します。

カンファレンスの結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合は、最大6か月までサービスを継続できます。

目標期間の延長については軽微な変更該当するため（介護保険最新情報 Vol. 155 参照）、手順に沿って省略した介護予防ケアマネジメントを行ってください。軽微な変更該当するか判断がつかない場合は、センター職員までご相談ください。

—6か月目評価・サービス卒業—

利用者、サービス担当者、センター職員またはケアマネジャーで担当者会議等のカンファレンスを開催します。なりたい“わたし〜と”に対する評価を行うとともに、興味・関心チェックシートを活用するなどして、卒業後も自立した生活が継続できるよう検討します。

また、再び生活機能が低下した場合に相談できるよう相談先を伝えます。

－ Q&A（留意点について） －

Q1. サービス期間について

A1. 通所型サービスCは、3か月間（最長6か月）集中的に支援を行うことで効果的に生活機能の回復を図ることを目的としているため、3か月目の評価によって、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合は、最大6か月までサービスを継続できます。

3か月から6か月までの延長期間において、目標が達成できた時点でサービスは卒業となります。

Q2. サービス期間の考え方

A2. 月途中でサービスを開始した場合以下のような考え方となります。

例) 9月10日からサービスを開始した場合は、9月10日から12月9日までを3か月間とします。

ケアプランの期間は9月10日～12月9日までとなります。

その後、最大6か月までサービスを継続した場合は、12月10日から3月9日までを延長期間とし、ケアプランの期間は3月9日までとなります。

Q3. サービスの再利用について

A3. 新たな疾病や障害により生活機能が低下し、センター職員、ケアマネジャーや専門職のアセスメントのもとサービスの再利用が生活行為の改善に効果的であると判断された場合は、利用が可能となります。なお、七飯町では継続、長期化した再利用は想定していません。他の介護保険サービス利用を検討します。

Q4. サービスの振り替えについて

A3. 通所型サービスCについては、あくまでも週1回2時間のサービスとなります。そのため、都合によりサービス利用予定日にサービス利用がなかった場合の振り替えについては、サービス利用予定日の同一週であればサービスを振り替えることが可能となります。